文書番号：JRCA AI140-初版

情報セキュリティマネジメントシステム
審査員の資格基準

制　　定：２０２１年　１月１５日
（２０２１年４月１日から施行）

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目　次

１．適用範囲 1
２．引用文書及び関連文書 1
３．情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分 2
４．審査員補（新規登録） 3
５．審査員補（資格拡大登録） 4
６．審査員（格上げ） 5
７．主任審査員（格上げ） 6
８．エキスパート(EXPERT)審査員 8
９．資格の維持（サーベイランス） 10
１０．資格の更新 12
１１．新規格への移行 15
１２．有効な審査実績 15
１３．継続的専門能力開発(CPD) 17
１４．継続的な確認 18
１５．審査員活動に関する調査 18
１６．資格の失効及び回復 18
１７．資格の一時停止及び取消し 19
１８．資格の再登録 19
１９．異議申し立て及び苦情 19
付則 19
制定・改定履歴 20

情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

１．適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会　マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が「情報セキュリティマネジメントシステム審査員」（ISMS審査員）を評価登録するための基準を規定する。

２．引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）：情報技術－セキュリティ技術
－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項
JIS Q 19011（ISO 19011）：マネジメントシステム監査のための指針
JIS Q 17021-1（ISO/IEC 17021-1）：適合性評価
－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第１部：要求事項
JIS Q 27006（ISO/IEC 27006）：情報技術－セキュリティ技術
－情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
JRCA AJ140 マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）

2.2 関連文書

この文書に関連する主な文書を以下に示す。

JIS Q 27000（ISO/IEC 27000）：情報技術－セキュリティ技術
－情報セキュリティマネジメントシステム－用語
JRCA AJ240：マネジメントシステム審査員の評価登録手順（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）
JRCA AI340：情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き
JRCA AC100：審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順
JRCA AC210：情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準

３．情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分

この基準で定める情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分を以下に示す。

3.1 審査員補

当センターが、本基準の４項又は５項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

3.2 審査員

当センターが、本基準の６項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

3.3 主任審査員

当センターが、本基準の７項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

3.4 エキスパート(Expert)審査員

当センターが、本基準の８項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

注１）エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有（併せ持ち）することができる。

注２）当センターが評価登録を行う、各 MS、各資格区分のマネジメントシステム審査員に共通して適用される事項の場合は、“マネジメントシステム審査員”、“MS 審査員”の用語も用いる。

４．審査員補（新規登録）

情報セキュリティマネジメントシステム審査員補への新規登録申請者は、4.1項から4.4項に定める要件を満たすこと。

4.1 実務経験

ISMS 審査員補登録に必要な実務経験を以下に示す。

①申請日を遡る１０年以内に４年以上の常勤による情報技術分野の実務経験（訓練期間は含まない）を有していること。

該当する情報技術分野における実務経験としては、例えば以下のものがある。

・情報技術に関する調査、研究、評価、コンサルティング
・情報処理システムに関する開発、販売、構築、運用、保守、監査

②上記①の実務経験において、２年以上の情報セキュリティに関連した役割又は職務に就いていること。

該当する情報セキュリティに関連した役割又は職務としては、以下のものに関わる担当者、責任者がある。

・脆弱性対策（ウィルス対策等）
・機密保護（暗号、アクセスコントロール等）
・物理的セキュリティ
・安全性、可用性対策（バックアップ、媒体管理、監査ログ等）

4.2 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コースを、申請日から過去５年以内に修了していること。

注）フォーマル研修コースの修了から５年を経過している場合、及び最新版でないマネジメントシステム規格対応の研修コースを修了している場合は、JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書２ 審査員研修コース修了証の取り扱いについて」を参照すること。

4.3 教育・訓練

大学教育と同等なレベルの専門教育　又は　訓練を修了していること。

4.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

4.5 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

５．審査員補（資格拡大登録）

IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB)、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関（当センターを含む）に登録している審査員は、次の 5.1 項のとおり、情報セキュリティマネジメントシステム審査員補へ資格拡大登録の申請を行うことができる。

資格拡大登録申請者は、5.2 項から 5.5 項に定める要件を満たすこと。

5.1 資格拡大登録の対象

資格拡大が可能な保有資格を下表に示す。

既に保有している審査員資格　　注	拡大登録資格
QMS　主任審査員、審査員、審査員補	ISMS 審査員補
EMS　主任審査員、審査員、審査員補	
FSMS　主任審査員、審査員、審査員補	
OHSMS 主任審査員、審査員、審査員補	

注　IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB)、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関に登録していること

5.2 実務経験

4.1 項に定める要件を満たすこと。

5.3 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースを、申請日から過去５年以内に修了していること。

注）フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了から５年を経過している場合、及び申請する規格の版より古い版の規格対応の研修コースを修了している場合は、JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書２ 審査員研修コース修了証の取り扱いについて」を参照すること。

5.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

5.5 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

６．審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの“審査員”資格への登録申請者は、6.1項から6.7項に定める要件を満たすこと。

6.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員補として、当センターに登録されていること。

6.2 必要な審査実績

当センター承認の ISMS 審査員フォーマル研修コース又は資格拡大コースを合格修了した後、審査員への格上げ申請前５年以内に、*審査チームメンバーとして情報セキュリティの*審査を経験していること。この経験は“有効な審査実績”(12 項参照）の現地審査日数の合計が１０日以上であること。
さらに、次の①～⑤の条件を満たすこと。

①最低 1 回の ISMS 初回審査(第二段階)又は再認証審査，及び最低 1 回のサーベイランス審査を経験していること。(注 1)
②審査への参加には、文書レビュー、リスクアセスメント、実施評価、並びに審査報告の作成を含むこと。
③初回会議と最終会議に参加していること。これらはサイト毎の会議ではなく、全体の会議であること。
④審査チームに、“適正な指導者”（当センター登録 ISMS 主任審査員又はエキスパート審査員、若しくはこれと同等以上の力量レベルにある者）が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者から指導及び助言を受けていること。
⑤１人の指導者が同時に複数人に対する指導を行っていないこと。

注 1
初回、再認証、サーベイランスの名称で実施された審査／監査でない場合の扱いは以下のとおりとする。
JIS Q 27001 の箇条 4 以降の全箇条を対象として行った審査/監査は、上記①における“初回審査(第二段階)又は再認証審査”に該当するものとしてよい。
システム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている審査／監査であり、システム全体を対象とした審査/監査プログラムの一環として実施されたものは、上記①における“サーベイランス審査”に該当するものとしてよい。

ISO/IEC 27006:2015 Amendment では
最低 1 回の ISMS 初回審査(第一段階及び第二段階)又は再認証審査，及び最低 1 回のサーベイランス審査を経験していることが要求されており、第三者審査の初回審査では、第一段階と第二段階を通した審査経験を得ることが望ましい。

6.3 必要な審査実績（6.2 項）の緩和

再格上げの場合
情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員又は審査員から審査員補に資格変更した者が、再度、審査員へ格上げ申請する場合、審査員補への資格変更後３年以内であれば、6.2 項の現地審査日数を５日以上に緩和する。

6.4 受審組織による証明

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者

から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

6.5 審査能力の確認

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、審査チーム内の“適正な指導者”による観察、指導及び助言を通じて、審査能力の確認がされていること。

6.6 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

6.7 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

6.8 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

７．主任審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの“主任審査員”資格への登録申請者は、7.1 項から 7.8 項に定める要件を満たすこと。

7.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員として、当センターに登録されていること。

7.2 必要なメンバー審査実績

審査チームリーダーとして審査に参加する以前に、審査チームメンバーとして、“有効な審査実績”(12 項参照）を３回以上有すること。6.2 項、6.3 項に規定されている審査チームメンバーとしての OJT 実績は、本項のメンバー審査実績に計上できない。

注 : 6.2 項、6.3 項に規定されている審査チームメンバーとしての OJT 実績は、審査チームメンバーとしての役割を果たし、12 項の“有効な審査実績”を満たすのであれば、審査員資格の維持及び更新のためのメンバー審査実績としては計上できる。

7.3 必要なリーダー審査実績

7.2 項のメンバー審査実績後、主任審査員への格上げ申請前２年以内に、審査チームリーダーとして、“有効な審査実績”(12 項参照）を３回以上、かつ現地審査日数合計５日以上の実績を有すること。

さらに、次の①～③の条件を満たすこと。

① 審査チームに、適正な指導者（当センター登録 ISMS 主任審査員、エキスパート審査員又はこれと同等以上の力量レベルにある者）が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者による指導及び助言を受けていること。
② 審査への参加には、審査開始時の適用範囲の決定及び計画の立案、文書レビュー及びリスクアセスメント、実施評価及び正式な審査報告書の作成を含まなければならない。
③ １人の指導者が同時に複数人に対する指導を行っていないこと。

7.4 必要な審査実績（7.3 項）の緩和

(1) ISMS 以外のマネジメントシステム審査員資格を保有している場合

IAF 加盟認定機関から「認定」を取得している要員認証機関（当センターを含む）におい

て他の認定対象 MS の主任審査員資格を有する者（下表参照）が、情報セキュリティマネジメントシステム審査員から主任審査員への格上げを行う場合は、「7.2 必要なメンバー審査実績」、「7.3 必要なリーダー審査実績」の一部を以下のとおり緩和する。

a)①リーダー実績前のメンバー審査実績：２回以上。
②リーダー審査実績：２回以上、かつ現地審査日数合計３日以上。
b)その他の要件は 7.2 項及び 7.3 項と同じ。

既に保有している審査員資格　　注	格上げ申請資格
QMS 主任審査員	ISMS 主任審査員
EMS 主任審査員	
FSMS 主任審査員	
OHSMS 主任審査員	

注　IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB)、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関に登録していること

(2)再格上げの場合

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員から審査員に資格変更した者、又は主任審査員から審査員補に資格変更した後に審査員に再格上げ登録をした者が、再度、主任審査員へ格上げ申請する場合、元の主任審査員からの資格変更後３年以内であれば、必要なメンバー審査実績(7.2 項)を 2 回以上、必要なリーダー実績（7.3 項）を 2 回以上かつ現地審査日数合計３日以上に、それぞれ緩和する。

7.5 受審組織による証明

7.3 項又は 7.4 項のすべてのリーダー審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

7.6 リーダー能力の確認

7.3 項又は 7.4 項のすべてのリーダー審査実績について、審査チーム内の“適正な指導者”による観察、指導及び助言を通じて、リーダー能力の確認がされていること。

7.7 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

7.8 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

7.9 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

８．エキスパート(Expert)審査員

情報セキュリティマネジメントシステムの“エキスパート審査員”資格への登録申請者は、8.1 項から 8.6 項に定める要件を満たすこと。

8.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員として、当センターに登録された後、資格更新を行なった実績が２回以上、かつ主任審査員として登録した実績が６年以上あること。

注）申請時点で「主任審査員であること」を条件とするものではない。

8.2 必要な審査実績

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員として当センターに登録されている期間に、審査チームリーダーとしての“有効な審査実績”(12 項参照）が、合計１００回以上あること。

この審査実績は、当該審査を実施したマネジメントシステム（MS）認証機関等の責任者の証明を受けていること。

8.3 必要な指導・教育研修実績

(1) 審査員の指導又は教育研修を実施した実績が、合計１０回以上あること。有効な審査員の指導又は教育研修を実施した実績としては、以下の要件を満たすものを１回の実績として取り扱う。

①情報セキュリティマネジメントシステム審査における、他の審査員の現地審査指導（OJT 指導）の実績。この指導実績は、“有効な審査実績”(12 項参照）の要件を満たす審査であること。また、MS 認証機関等の責任者の証明を受けていること。

②情報セキュリティマネジメントシステムに関する５時間相当／回以上の教育研修等を実施した実績。また、教育研修等の主催元責任者の証明を受けていること。

(2) 上記(1)の要件を満たした上で、合計１０回を超える審査員の指導又は教育研修を実施した実績がある場合は、超過分の実績を 8.2 項で要求される審査実績として算入することができる。

なお、審査実績として算入する審査員の指導又は教育研修を実施した実績については、ISMS 以外の他の MS に関する実績（１回の実績として取り扱う要件は ISMS と同等）でもよい。

ただし、審査実績として算入できる審査員の指導又は教育研修を実施した実績は、最大５０回までとする。

8.4 指導者能力の確認

次の①及び②を満たすこと。

①当センターに登録されている情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員又はエキスパート審査員から、エキスパート審査員資格登録の推薦があること。

②上記①と異なる者で、当該審査を実施した MS 認証機関等の責任者から、エキスパート審査員資格登録の推薦があるか、又は審査員の指導及びコーチングに関する力量を示す適切なレポートを提出すること。

8.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

8.6 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及び CLS 審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払

うこと。

8.7 資格の併せ持ち、有効期限日及び維持手続き期限日

エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有（併せ持ち）することができる。この場合、エキスパート審査員の有効期限日及び維持手続き期限日は、保有する主任審査員、審査員又は審査員補資格の有効期限日及び維持手続き期限日と同期させる。

９．資格の維持（サーベイランス）

審査員資格を維持するためには、登録資格の有効期間（３年間）において、資格の登録日又は更新日から１年毎に、資格の維持（サーベイランス）申請を行い、9.1 項から 9.5 項に定める要件を満たすこと。

また、14 項及び 15 項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

9.1 必要な審査実績

9.1.1 審査員補の場合

審査員補は、審査実績を提出する必要はない。

9.1.2 審査員の場合

以下をすべて満たす審査実績１件以上を提出すること。

(1)前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（12 項参照）であること。

(2)ISMS のメンバーとしての審査実績であること。

(3)審査実績は、当該審査が事実である旨の誓約を含む自己申告とし、エビデンス（添付資料や第三者による証明）は必要ない。

9.1.3 主任審査員の場合

以下をすべて満たす審査実績１件以上を提出すること。

(1)前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（12 項参照）であること。

(2)主任審査員の場合は、ISMS のリーダー又はメンバーとしての審査実績であること。ただし、前回の資格更新申請受付日から次回の資格更新申請時までの間に 3 件以上のリーダー実績（JRCA の他の MS 主任審査員として登録されている場合、1 件以上の ISMS のリーダー実績と、登録のある他の MS のリーダー実績の合計が 3 件以上あれば良い）が必要となる。（10.1.3 参照）

(3)審査実績は、当該審査が事実である旨の誓約を含む自己申告とし、エビデンス（添付資料や第三者による証明）は必要ない。

9.1.4 エキスパート審査員の場合

エキスパート審査員と主任審査員又は審査員資格を併せ持ちしている場合は、主任審査員又は審査員の資格維持に求められる審査実績（9.1.2 又は 9.1.3 参照）を提出すればよい。

エキスパート審査員資格のみを保有する場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合は、審査実績の提出は不要とする。

9.2 必要な継続的専門能力開発(CPD)実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート審査員は、前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること（13 項参照）。

必要な CPD 実績時間は、審査員補は５時間、審査員及び主任審査員は１５時間とする。

エキスパート審査員は、主任審査員又は審査員と併せ持ちの場合は１５時間、エキスパート審査員のみ保有の場合及びエキスパート審査員と審査員補を併せ持ちしている場合は５時間とする。

9.3 資格変更による資格の維持

主任審査員は、9.1 項及び 9.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

審査員は、9.1 項及び 9.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

9.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

9.5 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

１０．資格の更新

審査員資格の有効期間は、資格の登録日又は更新日から３年間とする。
審査員資格の有効期間を更新するためには、資格の登録又は更新から３年毎に、資格の更新申請を行い、10.1 項から 10.5 項に定める要件を満たすこと。
また、14 項及び 15 項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

10.1 必要な審査実績

10.1.1 審査員補の場合

審査員補は審査実績を提出する必要はない。

10.1.2 審査員の場合

審査員は、以下をすべて満たす審査実績を提出すること。

(1)前回の資格更新申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までのおおよそ３年の期間（以下、更新期間という）に行なった、“有効な審査実績”（12 項参照）であること。ただし、少なくとも１件は、今回の資格更新申請日までの至近おおよそ１年の期間に行なった“有効な審査実績”であること。

(2)ISMS のメンバーとしての審査実績であること。

(3)更新期間中に行った３件以上の審査実績を提出すること。提出する審査実績には、それぞれエビデンス（添付資料や第三者による証明）の添付が必要である。なお、エビデンスを添付する審査実績は、更新期間中の審査実績の中から選択が可能であり、資格の維持申請時に申告された審査実績と異なっていてもよい。必要なエビデンス資料は JRCA AQ340「審査員 登録申請等手続きの手引き」を参照。

(4)今回の資格更新申請日までの至近おおよそ１年の期間に行なった審査実績（10.1.2 (1)のただし書き）の提出は、資格維持申請時と同様に、事実である旨の誓約を含む自己申告とし、他にエビデンス付きの３件以上の審査実績を提出できる場合は、エビデンスの添付は必要ない。

(5)エビデンス資料の１つとして、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。もし、証明を受けることが過失や怠慢によるものでなく不可能であった場合には、別紙（様式自由）に不可能であった理由と、当センターが事実確認できる連絡先を記載して添付すること。

資格更新の場合の必要な審査実績回数とエビデンス要否のまとめ

資格区分	必要な審査実績
審査員	以下①及び②を満たすこと ①３年間の ISMS メンバー審査実績：３件以上（エビデンス要） ②至近１年の ISMS メンバー審査実績：１件以上（自己申告）

10.1.3 主任審査員の場合

主任審査員は、以下をすべて満たす審査実績を提出すること。

(1)更新期間中に行なった、“有効な審査実績”（12 項参照）であること。ただし、少なくとも１件は、今回の資格更新申請日までの至近おおよそ１年の期間に行なった“有効な審査実績”であること。

(2)ISMS のリーダーとしての審査実績であること。

(3)更新期間中に行った 3 件以上の審査実績を提出すること。提出する審査実績には、それぞれエビデンス（添付資料や第三者による証明）の添付が必要である。なお、エビデンスを添付する審査実績は、更新期間中の審査実績の中から選択が可能であり、資格の維持申請時に申告された審査実績と異なっていてもよい。必要なエビデンス資料は JRCA AI340「審査員 登録申請等手続きの手引き」を参照。

(4)今回の資格更新申請日までの至近おおよそ１年の期間に行なった審査実績（10.1.3 (1)の

ただし書き）の提出は、資格維持申請時と同様に、事実である旨の誓約を含む自己申告とし、他に必要な件数のエビデンス付きの審査実績を提出できる場合は、エビデンスの添付は必要ない

(5) JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合の特例：
JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合には、リーダー実績は、登録のある他の MS を含めて 3 年間で 3 件以上でよい。この場合、下表に示す通り、内 1 件以上は ISMS リーダー実績であること（エビデンスの添付必要)、ISMS リーダー又はメンバー審査実績の合計が 3 件以上あること（エビデンスの添付必要)、至近 1 年に ISMS リーダー又はメンバー審査実績が 1 件以上あること（他に必要な件数のエビデンスを提出できる場合は、エビデンスの添付必要なし。10.1.3 (4)参照)。
なお、複合審査（統合審査）は ISMS の資格更新の審査実績としては 1 件としてカウントする。

(6)エビデンス資料の 1 つとして、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。もし、証明を受けることが過失や怠慢によるものでなく不可能であった場合には、別紙（様式自由）に不可能であった理由と、当センターが事実確認できる連絡先を記載して添付すること。

資格更新の場合の必要な審査実績回数とエビデンス要否のまとめ

資格区分	必要な審査実績	JRCA の他の MS 主任審査員に登録がある場合の特例（10.1.3(5)）
主任審査員	以下①及び②を満たすこと ①３年間の ISMS リーダー審査実績：ISMS リーダー実績３件以上（エビデンス要） ②至近１年の ISMS 審査実績：ISMS リーダー実績１件以上（自己申告）	以下①～③をすべて満たすこと ①３年間のリーダー審査実績：他 MS 含めてリーダー３件以上、内１件以上は ISMS リーダーであること（エビデンス要） ②３年間の ISMS 審査実績:ISMS リーダー又はメンバー実績の合計３件以上(エビデンス要) ③至近１年の ISMS 審査実績： ISMS リーダー又はメンバー実績１件以上（自己申告）

10.1.4 エキスパート審査員の場合

エキスパート審査員と主任審査員又は審査員資格を併せ持ちしている場合は、主任審査員又は審査員の資格更新に求められる審査実績（10.1.2 又は 10.1.3 参照）を提出すればよい。

エキスパート審査員資格のみを保有する場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合は、審査実績の提出は不要である。

10.2 必要な継続的専門能力開発(CPD)実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート審査員は、前回の資格維持申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること（13 項参照)。

必要な CPD 実績時間は、審査員補は５時間、審査員及び主任審査員は１５時間とする。

エキスパート審査員は、主任審査員又は審査員と併せ持ちの場合は１５時間、エキスパート審査員のみ保有の場合及びエキスパート審査員と審査員補を併せ持ちしている場合は５時間とする。

10.3 資格変更による資格の更新

主任審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

10.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の「付属書３」参照）を遵守すること。

10.5 申請料・登録料の支払い

JRCA AC210「情報セキュリティマネジメントシステム審査員及びCLS審査員評価登録に係わる料金基準」に従って、資格評価の申請及び資格の登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

１１．新規格への移行

本ＭＳには該当しない。

１２．有効な審査実績

当センターへの申請において有効とする審査実績は、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす審査であり、かつ申請者本人の審査活動が以下の(4)、(5)を満足すること（“有効な審査実績”という）。

(1) 以下を基準文書とする情報セキュリティマネジメントシステム審査の実績であること。

a) JIS Q 27001（ISO 27001）　情報セキュリティマネジメントシステムー要求事項
b) 上記a)をすべて含むか、又はa)に相当すると認められるマネジメントシステム関連規格
例）①JIS Q 27006（ISO/IEC 27006）　情報技術ーセキュリティ技術ー
情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
c)JIP-ISMS517　ISO/IEC 27017：2015 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に関する要求事項

(2) JIS Q 19011、JIS Q 17021-1、JIS Q 27006 又はJRCAが同等と認める規格・基準（注）に従って実施された第一者監査（内部監査）、第二者監査又は第三者審査の実績であること。
上記いずれの規格に従って実施された審査（監査）であっても、以下の要件を満たしていること。

①審査（監査）計画に基づいて実施された審査であること
・審査基準、審査目的（審査の種類）
・組織名称、審査範囲
・日時、場所
・審査チーム（リーダー、メンバー）及び同行者
②初回会議が実施されていること
③審査所見及び審査結論が作成されていること
④最終会議が実施されていること

（注）JIS Q 17021-1、JIS Q 27006 又はJIS Q 19011以外の国際規格、国内規格、その他の基準に従って実施された審査（監査）実績については、上記(1)の基準文書に対応して、JRCAが適切と判断する場合に認められる。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステムの全体を審査対象とした審査であること。
正当な理由により適用されない要求事項がある場合、若しくはサーベイランス審査（定期維持審査）でシステム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている場合等であっても、システム全体を対象とした審査プログラムの一環として行われた審査であれば、有効な審査実績として取り扱う。
ただし、特定の不適合に対する是正処置確認のための審査、又は特別な目的のための立入審査のように、審査対象がマネジメントシステムの一部に限定されている審査は認められない。

(4) 申請者の現地における審査活動（現地審査）が、実働６時間以上であること。

２つ以上の審査基準に基づく複合審査／統合審査の場合は、情報セキュリティマネジメントシステムに関わる現地審査活動が、実働６時間以上であること。

(5) ２段階審査の場合、本人の参加が第１段階審査だけでは１回の実績とは認められない。第１段階及び第２段階を通した審査、又は第２段階審査への参加で、１回の審査実績とする。
また、申請者（審査員／監査員）の所属する部門と被審査／監査部門とが異なること（自部門の審査／監査でないこと）を条件とする。

１３．継続的専門能力開発(CPD)

13.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発(CPD)は、情報セキュリティマネジメントシステム審査員としての能力維持・向上に直接的又は間接的に寄与する活動であって、以下の事項を対象とする。

①ISMS関連規格の理解に関するもの
②情報技術、情報セキュリティに関するもの
③リスクアセスメント、リスク対応、管理策に関するもの
④ISMSに関連する法規制に関するもの
⑤ISMSの審査技術の向上に関するもの
⑥審査員指導に関する知識及び技能の習得（エキスパート審査員に限る）

13.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発(CPD)の方法には、以下の種類がある。

(1)研修コース等への参加
例）①JRCA 登録 CPD 研修コース
②MS 認証機関で行われる所属／契約審査員を対象とした研修会
③一般参加が可能な研修会、公開講座、講演会
(2)自己学習等
例）①書籍、専門誌、インターネット等を利用した個人学習
②所属組織等におけるグループ学習
(3)ISMS 審査（監査）の実施（審査員補の場合、及びエキスパート審査員と審査員補資格を併せ持ちしている場合に限る）

13.3 実証方法

専門能力開発の実証方法の概要を下表に示す。詳細は JRCA AI340 情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引きを参照。

専門能力開発の実証方法の概要

能力開発の方法	実証方法	備考
JRCA 登録 CPD コースの修了	修了証の写し提出	
認定された認証機関による傘下の審査員向け研修	研修プログラムと出席証明の提出	
一般向けの研修への参加	研修の主催者・名称と習得内容の記述提出	
自己学習	方法の記述と習得内容の記述提出	
審査（監査）の実施	審査（監査）のスケジュールと習得内容の記述提出 又は審査（監査）のスケジュールと所定の審査実績記録提出	審査員補、及びエキスパート審査員と審査員補の併せ持ちに限る

１４．継続的な確認

当センターは、登録された MS 審査員又はその利害関係者から、審査員活動に影響を与える可能性のある重大な変更の報告、審査員活動に関わる苦情又は情報提供があった場合、以下の事項を確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

(1) JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の付属書３「審査員倫理綱領」を含む本資格基準への違反がないこと。

(2)変更の報告、苦情又は情報提供の内容が、当該 MS 審査員の登録、維持又は更新の要件に抵触していないこと。

１５．審査員活動に関する調査

当センターは、登録された MS 審査員から提出された審査実績の信頼性及び適切性について、受審組織又は審査実施機関に対して、必要な調査を行う場合がある。

また、当センターは、登録された MS 審査員の適切な審査員活動に関する疑義又は問題が発見された場合は、必要な調査を行う場合がある。

１６．資格の失効及び回復

16.1 登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当するMS審査員の登録資格は失効する。

(1)当センターによる評価及び判定の結果、9 項に定める資格維持、又は 10 項に定める資格更新の要件を満たすことができなかった場合。

なお、下位の資格区分の要件は満たしていて、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して登録継続することができる。

(2)資格維持の場合は維持手続き期限日から３ヶ月以内、更新の場合は有効期限日までに、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかった場合。

(3)審査の基準規格が改訂された場合であって、当センターが定める資格移行に関する要件を満たすことができなかった場合。

(4)当該 MS 審査員から資格放棄の届出があった場合。

16.2 資格の回復

資格が失効した場合でも、維持手続き期限日、又は有効期限日から６ヶ月以内に必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該 MS 審査員の資格登録継続の意思が確認できた場合は、当センターは、資格の維持又は更新等の要件を満たすことを確認した上で、失効前と同一の資格区分で登録を継続する。

また、単なる過失や怠慢でなくやむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合には、原則として、上記の資格回復の期限から３ヶ月以内であれば、資格の維持又は更新等の要件を満たす必要な手続きを完了することによって、失効前と同一の資格区分で登録を継続することができる。

失効、回復の期日のまとめ

	失効	回復	やむを得ない事情による回復
維持	維持手続き期限日から３ヶ月超え	維持手続き期限日から６ヶ月以内	維持手続き期限日から９ヶ月以内
更新	有効期限日超え	有効期限日から６ヶ月以内	有効期限日から９ヶ月以内

１７．資格の一時停止及び取消し

17.1 資格の一時停止

当センターは、次の事項が発生した場合、当該 MS 審査員の審査員資格を一時停止する。

(1)当該MS審査員からの申請内容、資格登録に関わる継続的な確認又は審査員活動に関する調査において、容認できない問題が検出された場合。

(2)審査員倫理綱領（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書３参照）、審査員の権利及び義務（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書４参照）、若しくは審査員資格の公表に係わる遵守事項（JRCA AJ140 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書」の 付属書５参照）に関して、容認できない違反があった場合。

(3)当センターへ提出された文書等に、故意又は悪質な虚偽の記載等があった場合。

(4)その他、審査員資格の一時停止が必要と判断する事象が発見された場合。

17.2 資格一時停止の解除

当センターは、17.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が実施され、これらが解決されたと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格停止を解除する。

17.3 資格の取消し

当センターは、17.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格を取消す。

１８．資格の再登録

過去に、当センターの MS 審査員として登録していて現在は登録されていない者が、再登録を希望する場合は、新規登録又は資格拡大登録の要件（4 項又は 5 項参照）に従って、改めて審査員補として登録申請を行う必要がある。

なお、当センターは、17.3 項の事由により資格取消しとなった者からの再登録申請は受理しない。

１９．異議申し立て及び苦情

当センターは、登録申請者及び登録された MS 審査員から、異議申し立て及び苦情があった場合、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」（JRCA AC100）に従って対応する。

付則

この基準は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2021年1月15日 2021年4月1日から施行	・QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMSの審査員資格基準について、共通の文書構造、かつ極力共通のテキストで再作成した。従来、資格基準と同じ文書に含まれていた評価登録手順は、QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS共通の別文書JRCA AJ240として制定した。また、付属書はMS資格基準の共通付属書の位置付けで別文書JRCA AJ140として制定した。 ・旧基準AI130からの主な変更点 1)審査員資格区分の説明を簡潔にした。(3項) 2)経験のある事業分野は、資格評価の対象とせず、参考情報として扱うことから、本資格基準には記載せずJRCA AI340「審査員 登録申請等各種申請の手引き」のみに記載した。 3)審査員になるためのメンバー審査OJT開始の条件を追加した。また、有効な審査実績を得るための条件を ISO/IEC27006:2015/Amd:2020の要求内容と合わせた。審査日数を軽減できる条件を削除した。(6.2項) 4) ISMS 以外の MS 資格を保有していることによる緩和措置を削除した。また、再格上げの審査日数の条件を変更した。(6.3項) 5)主任審査員に格上げする際に、メンバー審査実績を3回必要とする条件を追加した。(7.2項) 6)主任審査員への再格上げに審査実績を緩和する条件を追加した(7.4項)。 7) 有効な審査と申請者本人の有効な審査実績を整理した。(12項) 8)主任審査員と審査員の維持申請に必要な審査実績を年1件(自己申告)とした。(9.1項) 9) 主任審査員と審査員の更新申請に必要な ISMS 審査実績を3年で3件(エビデンス要)とした。(10.1項) 10)主任審査員に必要な年1回の審査実績はメンバー審査実績でもよいこととした。その場合も3年間で 3 回のリーダー実績は必要である。(9.1項、10.1項) 11)リーダー実績として、他マネジメントシステム主任審査員としてのリーダー実績を考慮できるようにした。(10.1項) 12)資格の更新、格上げにおける審査実績において「異なる2つ以上の組織」の要件を削除した。(6項、7項、10項) 13)資格更新時の“三年間のまとめ”を推奨事項としていたが、資格基準から削除した。(10項) 14)一般研修CPDのプログラム提出を削除した。(13.3項) 15)資格の失効、回復期間、やむを得ない事情による回復期間を整理した。(16項)